

【居宅介護支援事業所“悠久”】運営規程

(事業の目的)

第1条 【居宅介護支援事業所“悠久”】(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたっては次の事項に努めるものとする。

- (1) 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等の連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 【居宅介護支援事業所 “悠久”】
- (2) 所在地 神奈川県小田原市成田462番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 常勤兼務(介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の介護支援専門員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 4名
常勤兼務1名(管理者と兼務)、常勤専従2名 非常勤専従1名
介護支援専門員は、市営居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし国民の祝日、12月31日～1月3日は休日とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 「指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第12条及び第13条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は当事業所内相談室において行う。
- 2 課題分析の実施
 - (1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
 - (2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - (3) 使用する課題分析票の種類は MDS・HC 方式とする。
- 3 居宅サービス計画原案の作成
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及び達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 4 サービス担当者会議等の実施
居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
- 5 居宅サービス計画の作成
介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、料金等について利用者又はその家族に対して説明し、文章により利用者の同意を得るものとする。
- 6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価
居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等の連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者について解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行うものとする。

サービス提供後は月 1 回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第 7 条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりにする。

- 1 居宅介護サービス計画費のうち、法定代理受領分については受領しないが、法定代理受領分以外については介護報酬の告示上の額と同額とする。
- 2 交通費については通常事業の実施地域以外の場合については、公共交通機関を使用した場合は公共料金を請求する。それ以外の場合は下記の基準を利用者から受領できるものとする。

(1) 実施地域を越える地点から片道おおむね 10 キロメートル未満 300 円

(2) 実施地域を越える地点から片道おおむね 10 キロメートル以上 500 円

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は小田原市・南足柄市、足柄上郡松田町・足柄上郡大井町、足柄上群開成町の区域とする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第 9 条 「職場に置けるハラスメントの防止に関する規程」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第 10 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

(1) 介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(2) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 11 条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次にあげる措置を講ずる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業者は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第14条 本事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 1 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は。速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 5 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団敬仁会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成19年8月1日から施行する。

この規定は平成20年4月1日一部改正する。

この規定は平成23年9月1日一部改正する。

この規定は平成 24 年 11 月 9 日一部改正する。

この規定は平成 29 年 10 月 1 日一部改正する。

この規定は令和 2 年 1 月 1 日一部改正する。

この規定は令和 2 年 5 月 1 日一部改正する。

この規定は令和 2 年 6 月 16 日一部改正する。

この規定は令和 3 年 4 月 1 日一部改正する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日一部改正する。